



## V 法令の届出状況



## V 法令の届出状況

### 1. 大気

#### 大気汚染防止法に基づく業種別設置状況

##### (1)工場

(令和3年3月31日現在)

大分類	中分類	工場数
製造業	食料品製造業	8
	飲料・たばこ・飼料製造業	3
	パルプ・紙・紙加工品製造業	2
	出版・印刷・同関連産業	3
	化学工業	2
	石油製品・石炭製品製造業	1
	ゴム製品製造業	1
	窯業・土石製品製造業	4
	鉄鋼業	4
	非鉄金属製造業	2
	金属製品製造業	2
	映像・音声・文字情報製作業	1
	電気業	2
電気・ガス・熱供給・水道業	熱供給業	1
計		36

##### (2)事業場

(令和3年3月31日現在)

大分類	中分類	事業場数
電気・ガス・熱供給・水道業	電気業	2
	水道業	13
情報通信業	通信業	6
運輸業	鉄道業	4
	倉庫業	4
小売・卸売業	化学製品卸売業	1
	各種商品小売業	9
金融・保険業	協同組織金融業	1
不動産業	不動産賃貸業・管理業	27
医療・福祉	医療業	12
	保健衛生	2
	社会保険・社会福祉・介護事業	6
教育・学習支援業	学校教育	2
	その他の教育・学習支援事業	3
サービス業	学術・開発研究機関	5
	洗濯・理容・美容・浴場業	11
	娯楽業	9
	廃棄物処理業	3
公務	国家事務	3
	地方事務	3
計		126

## 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の設置状況

(令和3年3月31日現在)

施設の種類	施設数		
	工場	事業場	合計
1 ボイラー	66	144	210
5 金属の精錬等の用に供する溶解炉	6	0	6
6 金属の鍛造等の用に供する加熱炉	16	0	16
9 窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	2	0	2
10 食料品等の製造の用に供する直火炉	2	0	2
11 乾燥炉	16	0	16
12 製鉄等の用に供する電気炉	2	0	2
13 廃棄物焼却炉	0	7	7
14 鉛の精錬の用に供する溶解炉	1	0	1
24 鉛の第二次精錬等の用に供する溶解炉	5	0	5
29 ガスタービン	3	15	18
30 ディーゼル機関	2	88	90
31 ガス機関	6	0	6
施設数計	127	254	381
事業所数	36	126	162

## 環境保全条例に基づくばい煙に係る特定施設設置状況 (令和3年3月31日現在)

施設の種類	施設数
1 ボイラー	43
2 廃棄物焼却炉	6
施設数計	49
事業所数	38

## 大気汚染防止法に基づく粉じん発生施設の設置状況 (令和3年3月31日現在)

施設の種類	施設数		
	工場	事業場	合計
2 堆積場	12	1	13
3 ベルトコンベア及びバケットコンベア	46	0	46
4 破砕機及び摩砕機	11	0	11
5 ふるい	15	0	15
施設数計	84	1	85
事業所数	10	1	11

## 環境保全条例に基づく粉じんに係る特定施設設置状況

(令和3年3月31日現在)

施設の種類	施設数
1 堆積場	7
2 破砕機及び摩砕機	3
3 ふるい	8
施設数計	18
事業所数	10

## 大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物排出施設の設置状況 (令和3年3月31日現在)

施設の種類	施設数	事業所数
3 塗装の用に供する乾燥施設	4	2
4 包装材料の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	4	1
6 印刷の用に供する乾燥施設(オフセット輪転印刷に係るものに限る。)	9	2
7 印刷の用に供する乾燥施設(グラビア印刷に係るものに限る。)	6	1
計	23	5*

※「塗装の用に供する乾燥施設」と「印刷の用に供する乾燥施設（オフセット輪転印刷に係るものに限る。）」を併せて設置している事業所がある。

## 令和2年度の大気汚染防止法及び市条例に基づく届出件数

法令	設置	構造等変更	使用	廃止	承継	氏名等の変更
法(ばい煙)	8	1	0	18	0	22
法(粉じん)	0	0	0	0	0	
法(VOC)	0	0	0	0	0	
法(水銀)	0	0	0	3	0	
条例	1	0	0	2	0	4

## 令和2年度の大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業届出件数

施行規則別表第七の項番号	作業の種類	特定粉じん排出等作業実届出件数	特定建築材料の種類			
			吹付け石綿(うち、石綿含有仕上塗材)	断熱材	保温材	耐火被覆材
1	解体作業	12*	10(6)	1	0	2
2	建築物の解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材を除去する作業	0		0	0	0
3	特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業	0	0(0)	0	0	0
4	改造・補修作業	37	36(30)	0	0	1
計		49*	46(36)	1	0	3

※ 吹付け石綿と耐火被覆材の両方を除去する届出があった。

## 2. 水質

### 水質汚濁防止法及び湖沼法に係る特定事業場等の業種・施設別内訳

(令和3年3月31日現在)

特定施設 番号	業種・施設名	総数		下水道接続等			日平均排水量 30 m <sup>3</sup> 未満のもの		日平均排水量 30 m <sup>3</sup> 以上のもの	
		うち有害 物質使 用事業 場		うち有害 物質使 用事業 場	うち5条3 項の有害 物質事業 場		うち有害 物質使 用事業 場		うち有害 物質使 用事業 場	
1-2	豚房・牛房・馬房	2					2			
2	畜産食料品	8	1	6					2	1
3	水産食料品	9		8			1			
8	粗製あん沈でんそう	1		1						
10	飲料	3	1	2	1		1			
12	動植物油脂	1							1	
16	めん類	2					2			
17	豆腐	17		3			13		1	
18-2	冷凍調理食品	5		3					2	
23-2	印刷・製版	7		4			2		1	
27	無機化学工業	1					1			
53	ガラス製品	1					1			
55	生コンクリート	4					4			
61	鉄鋼	2							2	
63	金属製品	3	1				3	1		
65	酸・アルカリ表面処理施設	4	1				3		1	1
66	電気メッキ施設	3	2	2	1		1	1		
66-3	旅館	14		1			11		2	
66-5	弁当製造業	8		8						
66-6	飲食店	4		2			2			
67	洗濯業	65	6	32	3	3	32	3	1	
68	写真現像	4	3	4	3	2				
68-2	病院	5		3					2	
69-2	地方卸売市場	1							1	
70-2	自動車分解整備	1					1			
71	自動式車両洗浄施設	59		20			39			
71-2	試験・研究機関	11	9	5	5	2	5	3	1	1
71-3	一般廃棄物処理施設	2	1	1					1	1
71-4	産業廃棄物処理施設	1							1	
71-5	トリクロロエチレン等による洗浄施設	2	2				1	1	1	1
72	し尿処理施設	22					2		20	
73	下水道終末処理施設	2							2	
74	共同排水処理施設	2	1						2	1
指特	指定地域特定施設	78					34		44	
みなし-2	し尿浄化槽	16					3		13	
貯	有害物質貯蔵指定施設	3	3	3	3					
計		373	31	108	16	7	164	9	101	6
特定事業場のうち有害物質貯蔵指定施設を 設置している事業場			5						5	5

※ 貯は「有害物質貯蔵指定施設」のみを有する事業場を示す。

## 水質汚濁防止法及び湖沼法に係る特定事業場等の流域・排水量別内訳

(令和3年3月31日現在)

日平均排水量 (m <sup>3</sup> /日)	総 数		30m <sup>3</sup> 未満		30～50m <sup>3</sup> 未満		50～500m <sup>3</sup> 未満		500～5000m <sup>3</sup> 未満		5000m <sup>3</sup> 以上							
	有害物質に係るもの	し尿処理施設	有害物質に係るもの	し尿処理施設	有害物質に係るもの	し尿処理施設	有害物質に係るもの	し尿処理施設	有害物質に係るもの	し尿処理施設	有害物質に係るもの	し尿処理施設						
流域名																		
東京湾	33	3	9	19	2	4	5	4	3	1	3	1						
海老川	71	2	36	43	2	12	12	10	16	14								
長津川	24	1	7	22	1	6			2	1								
真間川	55	1	32	28	1	5	9	9	18	18								
桑納川	23	1	11 (8)	12	1	2 (2)	5	4 (4)	6	5 (2)								
二重川	13	3	5 (4)	6	1		2	2 (2)	5	2	3 (2)							
神崎川	8	1	5 (4)	2		1 (1)			5	1	3 (3)	1						
花見川	7	2		5			1	1			1	1						
菊田川	2			2														
二俣川	8		3	5		2			1	1	1	1						
高瀬川	11		6	10		5	1	1										
その他	11	1	2	11	1	2												
下水道接続等	108	16		108	16													
計	374	31	116 (16)	273	25	39 (3)	35	1	30 (6)	56	3	46 (7)	6	2	1	4	0	0

※ ( )内の数値は、内数で湖沼法に係るみなし浄化槽数。

## 総量規制に係る特定事業場の流域・排水量別内訳

(令和3年3月31日現在)

日平均排水量 (m <sup>3</sup> /日)	総 数		50～100m <sup>3</sup> 未満		100～200m <sup>3</sup> 未満		200～400m <sup>3</sup> 未満		400m <sup>3</sup> 以上	
		し尿処理施設		し尿処理施設		し尿処理施設		し尿処理施設		し尿処理施設
流域名										
東京湾	9	1	1	1	1		1		6	
海老川	15	13	11	10	3	3			1	1
長津川	2	1			1	1			1	
真間川	14	14	7	7	6	6	1	1		
花見川	1								1	
菊田川										
二俣川	3	1					1	1	2	
高瀬川										
その他										
計	44	30	19	18	13	10	3	2	11	1

## 湖沼法にかかる事業場数(1)

(令和3年3月31日現在)

みなし特定事業場	総数	50m <sup>3</sup> /日未満	50m <sup>3</sup> /日以上
病院(ベット数 120 床以上 299 床以下)	0	0	0
し尿浄化槽(201 人以上 500 人以下)	16	9	7

※ し尿浄化槽(50m<sup>3</sup>/日以上)の内訳は地方公共団体が設置しているものは3基、民間が設置しているものは4基ある。

## 湖沼法にかかる事業場数(2)

(令和3年3月31日現在)

指定施設	総数
1-イ 豚房施設(40m <sup>2</sup> 以上 50m <sup>2</sup> 未満)	0
ロ 牛房施設(160m <sup>2</sup> 以上 200m <sup>2</sup> 未満)	0
ハ 馬房施設(400m <sup>2</sup> 以上 500m <sup>2</sup> 未満)	0
2 こいの養殖施設(500m <sup>2</sup> 以上)	0

## 湖沼法にかかる事業場数(3)

(令和3年3月31日現在)

準用指定施設(排出水の無い特定施設)	総数
1 の 2 のイ 豚房施設(50m <sup>2</sup> 以上)	0
ロ 牛房施設(200m <sup>2</sup> 以上)	0
ハ 馬房施設(500m <sup>2</sup> 以上)	0

## 湖沼特定事業場の業種・施設内訳

(令和3年3月31日現在)

特定施設番号	業種・施設名	総数
67	洗濯業	1
68-2	病院	1
71-2	試験・研究用施設	1
71-3	一般廃棄物処理施設	1
72	し尿処理施設	5
74	共同排水処理施設	1
みなし-2	し尿浄化槽	7
計		17

※ 湖沼特定事業場とは、指定地域内で水質汚濁防止法若しくは湖沼法の特定施設を有し、排水量 50m<sup>3</sup>/日以上の事業場。

## 市環境保全条例に係る工場等の業種・施設別内訳

(令和3年3月31日現在)

施設番号	業種・施設名	総数	日平均排水量 30m <sup>3</sup> 未満のもの		日平均排水量 30m <sup>3</sup> 以上 のもの
				有害物質 に係るもの	
1	油缶・空き缶の再生業	0	0	0	0
2	ばい煙等の湿式処理施設	0	0	0	0
3	牛房・馬房・鶏舎	2	2	0	0
4	ちゅう房施設	6	1	0	5
計		8	3	0	5

## 市環境保全条例に係る工場等の 流域・排水量内訳

(令和3年3月31日現在)

流域名	総数	日平均排水量 30m <sup>3</sup> 未満のもの		日平均排水量 30m <sup>3</sup> 以上 のもの
			有害物質 に係るもの	
二重川	0	0	0	0
神崎川	2	0	0	2
桑納川	5	2	0	3
農地還元	1	1	0	0
計	8	3	0	5

## 水質汚濁防止法及び湖沼法に基づく届出件数

(令和2年度届出分)

設置 (第5条)	使用 (第6条)	構造等の変更 (第7条)	氏名等の変更 (第10条)	使用廃止 (第10条)	承継 (第11条)	計
11	0	11	47	25	3	97

## 市環境保全条例に基づく(水質汚濁)届出件数

(令和2年度届出分)

設置 (第41条)	使用 (第42条)	構造等の変更 (第43条)	氏名等の変更 (第46条)	使用廃止 (第46条)	承継 (第47条)	計
0	0	0	1	0	0	1

## 県環境保全条例による揚水施設設置 事業場数及び施設数

(令和3年3月31日現在)

事業場数	施設数
34	49

## 市環境保全条例による揚水施設設置 事業場数及び施設数

(令和3年3月31日現在)

事業場数	施設数
45	56

## 県環境保全条例に基づく(揚水施設)申請・届出件数

(令和2年度届出分)

許可申請 (第40条)	許可条件の 変更	使用 (第42条第3項)	氏名等の変更 (第43条)	承継 (第44条)	廃止 (第45条)	計
1	1	0	11	0	1	14

## 市環境保全条例に基づく(揚水施設)届出件数

(令和2年度届出分)

設置 (第54条)	使用 (第55条)	構造等の変更 (第56条)	氏名等の変更 (第59条)	使用廃止 (第59条)	承継 (第60条)	計
0	0	2	5	2	1	10

### 3. 土壌

#### 土壌汚染対策法の施行状況

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
法第3条による調査結果報告件数 (有害物質使用特定施設の使用の廃止時に係る調査義務)	2	1	1	1	1	0	3	0	0	0
法第4条第1項による一定規模以上の土地の形質の変更届出件数	36	25	30	17	31	18	31	25	24	26
法第4条第3項による調査結果報告件数 (一定規模以上の土地の形質の変更の届出に係る調査命令)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第5条による調査結果報告件数 (健康被害の生ずるおそれに係る調査命令)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第14条による指定の申請件数 (自主調査において土壌汚染が判明した場合に土地所有者等が区域の指定を申請)	3	0	1	1	1	4	5	0	0	2
要措置区域の指定件数	2	0	1	1	1	1	1	0	0	1
形質変更時要届出区域の指定件数	5	0	1	3	2	3	6	2	0	5
区域指定の解除件数	0	3	0	3	0	3	5	4	1	4

※ 土壌汚染対策法は平成29年5月に改正法が成立し、平成30年及び平成31年4月に改正された法律が施行されています。

#### 4. ダイオキシン

##### ダイオキシン類対策特別措置法に基づく施設設置状況

(令和3年3月31日現在)

施設等の種類		届出等の区分		
		事業場数	施設数	
大気基準適用施設	製鋼用電気炉	1	1	
	アルミニウム合金製造施設	焙 焼 炉	0	0
		溶 解 炉	0	0
		乾 燥 炉	0	0
	廃棄物焼却炉	4t/h 以上	9	8
		2t/h 以上～4t/h 未満		0
		200kg/h 以上～2t/h 未満		1
		100kg/h 以上～200kg/h 未満		2
50kg/h 以上～100kg/h 未満		3		
50kg/h 未満(0.5m <sup>3</sup> 以上)		0		
水質基準適用施設	廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設	2	2	
	下水道終末処理場	1	1	
計		11*	18	

※大気基準適用施設と水質基準適用施設を有する事業場が存在する。

##### 令和2年度のダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出件数

設置 (第12条)	変更 (第14条)	使用 (第13条)	氏名等の変更 (第18条)	使用廃止 (第18条)	承継 (第19条)	計
0	0	0	2	1	0	3

## 5. 騒音・振動

### (1) 特定施設

#### 騒音規制法に基づく特定施設の設置状況

(令和3年3月31日現在)

施設の種類	工場等	施設
金属加工機械	37	459
空気圧縮機(送風機)	312	3,218
土石用破砕機等(粉碎機)	11	88
穀物用製粉機	1	3
建設用資材製造機械	7	8
木材加工機械	4	10
印刷機械	15	131
合成樹脂用射出成形機	9	80
鋳型造型機	1	2
計		3,999

#### 市条例に基づく特定施設(騒音)の設置状況

(令和3年3月31日現在)

施設の種類	工場等	施設
金属加工機械	22	231
圧縮機、送風機	305	1,906
粉碎機	12	27
建設用資材製造機械	2	2
木材加工機械	7	13
印刷機械	1	4
計		2,183

#### 令和2年度の騒音規制法・市条例(騒音)に基づく届出件数

届出の種類	設置届出	使用全廃止届出	数変更届出	防止の方法変更届出	氏名等変更届出	承継届出	計
騒音規制法	6	8	1	0	39	3	57
市条例	11	6	6	0	13	1	37

#### 振動規制法に基づく特定施設の設置状況

(令和3年3月31日現在)

施設の種類	工場等	施設
金属加工機械	24	217
圧縮機	65	191
破砕機等	3	8
印刷機械	9	52
ゴム練用等のロール機	2	7
合成樹脂用射出成形機	4	66
鋳型造型機	1	4
計		545

#### 市条例に基づく特定施設(振動)の設置状況

(令和3年3月31日現在)

施設の種類	工場等	施設
金属加工機械	21	301
圧縮機	377	3,751
粉碎機	25	134
印刷機械	4	17
合成樹脂用射出成形機	2	9
計		4,212

令和2年度の振動規制法・市条例(振動)に基づく届出件数

届出の種類	設置届出	使用全廃止届出	数変更届出	防止の方法変更届出	氏名等変更届出	承継届出	計
振動規制法	1	0	0	0	13	2	16
市 条 例	16	9	17	0	28	3	73

(2)特定建設作業

令和2年度の特定建設作業実施届出件数

特定建設作業の種類	騒音規制法	振動規制法	市 条 例
1.くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	11	12	2
2.びょう打機(インパクトレンチ)を使用する作業	0	-	21
3.さく岩機を使用する作業	403	-	3
4.空気圧縮機を使用する作業	7	-	0
5.コンクリートプラント等を設けて行う作業	1	-	0
6.鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	-	0	0
7.舗装版破碎機を使用する作業	-	0	0
8.ブレーカーを使用する作業	-	214	5
9-1.バックホウを使用する作業	0	-	1,330
9-2.トラクターショベルを使用する作業	0	-	4
9-3.ブルドーザーを使用する作業	0	-	17
9-4.その他の整地機又は掘削機を使用する作業	0	-	0
10.振動ローラーを使用する作業	-	-	377
計	422	226	1,759